

「凡 例」

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、食鳥検査法）に基づき、食鳥をとさつしようとする食鳥処理業者は、食鳥検査（同法第 15 条）を受けなければならない。食鳥検査は「生体検査」、「脱羽後検査」、「内臓摘出後検査」からなり、検査に合格しなかった「食鳥」、「食鳥とたい」、「食鳥中抜とたい」若しくは「食鳥肉等」については、食鳥処理業者の責任で消毒、廃棄又は食用に供することができない措置等（同法第 19 条、施行規則第 33 条）がとられる。

「脱羽後検査」及び「内臓摘出後検査」は法第 15 条第 5 項関係施行規則第 26 条で定める要件に適合すれば「同時検査」を受けることが可能であり、更に「脱羽後検査」及び「内臓摘出後検査」は法第 15 条第 7 項関係施行規則第 28 条に定める方法により検査を簡略化することができる。岩手県内の食鳥処理場は、全て施行規則第 26 条及び第 28 条の要件に適合している。

食鳥検査は都道府県知事が実施（法第 15 条）するものであるが、指定検査機関に行わせることができ（法第 21 条）、岩手県知事及び盛岡市長は一般社団法人岩手県獣医師会を指定検査機関に指定し、食鳥検査を行わせている。即ち、本県における食鳥検査は、一般社団法人岩手県獣医師会食鳥検査センターの検査員による生体検査を経たのち、「脱羽後検査」並びに「内臓摘出後検査」の同時検査については、検査員の監督を受けた食鳥処理衛生管理者が別表第 8 の異常に適合するか否かの確認（施行規則第 28 条第 1 項、第 2 項）を行うことにより、検査の方法を簡略化するとともに、最終的に検査員は施行規則第 33 条に係る別表第 10 及び別表第 11 に掲げる疾病又は異常の有無を判定し、必要な措置を講じている。

これらの疾病又は異常の有無の判定は個々の検査員に委ねられるが、「食鳥検査の手引き=カラーアトラス=」はその参考となるよう前々回、従前の「食鳥検査指針」の大幅な見直しを経て作成され、前回、さらに新たな知見等が加えられた。今回は、その後の 5 年間に症例が蓄積されて知見が整理された疾病の追加、各疾病の説明文を補足する参考文献の付記、肉眼病変の理解を促す組織写真の添付等、より食鳥検査現場の実態に即した内容への改正に努めた。主な改正点を下記に示す。

今回の主な改正点

1 疾病（異常）

1) 知見が整理されて追加した疾病（異常）

18 肉用鶏の真菌症を新たに加えた。

18 あひるの真菌症：接合菌性皮膚炎を追加した。

28 腫瘍：鳥角化棘細胞腫、奇形腫、血管腫・血管肉腫、線維腫・線維肉腫を小項目として整理し、個々に起源細胞や肉眼像の特徴を記載した。

2) 疾病（異常）の説明文に可能な範囲で病因を加えた。

3) 説明文の補足を目的に参考文献を付記した。

4) 各疾病（異常）1葉の範囲で、肉眼病変の理解を促す組織写真を加えた。

5) その他の説明文及び肉眼写真の追加、差し替え、修正

08 マレック病：説明文を内臓型と皮膚型に分けて記載した。皮膚型の肉眼写真を近撮像に差し替えた。

10 大腸菌症：線維素が滲出した心外膜炎及び漿膜炎を併発した卵管炎の肉眼写真を差し替えた。

21 変性（筋肉の変性）：浅胸筋変性症の説明文に重度例の特徴及び同例の肉眼写真を追加した。

24 腹水症：右心室の拡張を示す肉眼写真を追加した。

26 炎症（皮膚、筋肉等の炎症）：壊疽性皮膚炎の肉眼写真を遠景像から壊死巣を示す近撮像に差し替えた。

26 炎症（肝臓、心臓の単発病変）：胆管肝炎の説明文に、ときに発育不良や腹水症を伴うことを追加した。

32 外傷（全身性のもの）：説明文の「鶏やカラスなどの悪癖（カンニバリズム）」を「鶏のカニバリズム」に修正した。

カンニバリズムは動物が同種他個体を食する行為を意味する (Wikipedia)。鶏のカニバリズムという尻ツツキの総称的表現が学術書に紹介され {海老沢昭二：鶏のカニバリズム，鶏病研報，7，20-26 (1971)}、鶏病用語 2019 {鶏病研報，55，136 - 158 (2019)} により用語として統一されている。このことから「悪癖」の表現を削除した。

6) 奇形（先天性異常）の区分変更

3本脚等の奇形（先天性異常）は 廃棄等の措置の法的根拠である別表第10及び別表第11に記載されていない「その他」に便宜的に区分されていたが、法第19条に基づく措置は、前述の別表に記載されている疾病又は異常とされていることから奇形の実態に最も近い「臓器の異常な形等」に区分することとした。

7) 「廃棄等の根拠」の項目名の変更

食鳥処理業者が講じなければならない廃棄等の措置は、法第19条（廃棄等）及び施行規則第33条（措置）に規定されていることから、本項目名は従前の「判定欄」から前々回の改正時に「廃棄等の根拠」に改められた経緯がある。今回、本項目の法的根拠をより明確にする観点から「廃棄等の措置の根拠」に改めた。

2 食鳥処理衛生管理者の確認事項と食鳥検査の手引きとの関係表

疾病（異常）の項目に「肉用鶏の真菌症」及び「臓器の異常な形等」を加えた。食鳥検査の手引きの「肉眼所見」について、疾病（異常）毎に追加、修正した説明文に沿って改めた。

3 資料編の関係法令

関係法令は各検査員室に配布されている「食鳥処理衛生ハンドブック」に掲載されているため、前回の改正時と同様に、今回も資料編として掲載しない。